

※注意事項を必ずお読み下さい。

足立区公募型指名競争入札発注票	
内部発注番号	第 2 9 0 号
発 注 業 種	電話・通信
件 名	屋外防犯カメラ新設改修工事その 2
履 行 場 所	足立区区内全域
工 期	契約確定日の翌日 から 令和 9 年 2 月 2 6 日
前払金の額について	有り ※ 前払金については「足立区公共工事の前払金取扱要綱」第 2 条、第 3 条および第 6 条ほか各条項の規定による
工 事 概 要	撤去屋外防犯カメラ 2 2 2 台 ※本案件は「足立区都市建設部週休 2 日制確保工事試行実施要領」の対象案件です。
予 定 価 格 〔入札書比較価格〕	1 1, 4 5 8, 7 0 0 円（消費税相当額 1, 0 4 1, 7 0 0 円） 〔1 0, 4 1 7, 0 0 0 円〕
低入札価格又は 最低制限価格	最低制限価格を定める。
電子契約に関する事項	<u>本案件は、電子契約の選択が可能です。</u> 「電子契約利用申出書」を提出することにより、紙の契約書か電子契約の選択ができます。 <u>【電子契約を選択した場合の注意点】</u> 落札決定日から 2 営業日以内に、区より「契約承認依頼メール」を申出のあったメールアドレスに送信いたします。承認依頼期間は、「貴社がメールを受信した日」を 1 営業日目とし 3 営業日以内となります。貴社内の稟議等が間に合わないなど、承認依頼期間内に承認できないことが見込まれる場合は、紙の契約書を選択していただくようお願いいたします。 <u>※申出書にて電子契約を希望した場合は、途中で紙の契約書に変更することはできません。</u> <u>【契約締結日と履行開始日について】</u> 契約締結日は、<u>落札決定日から 5 営業日後</u>となります。履行開始日は、その翌営業日となりますのでお間違いないようお願いします。 <u>※契約締結日及び履行開始日は、電子契約、紙契約同様の取り扱いとなります。</u> 例 4/1(火)落札決定 ➡ 4/3(木)承認依頼メール ➡ 4/7(月)貴社承認期限 ➡ 4/8(火)契約締結 ➡ 4/9(水)履行開始日 ※電子契約の詳細については、電子調達サービスのお知らせ情報または足立区の公式ホームページをご覧ください。
参加資格要件	1 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。 2 経営不振の状態にないこと。注 1 3 足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。注 2

- 4 足立区暴力団等反社会的団体排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。**注3**
- 5 足立区競争入札参加資格申請業種が対象業種（電話・通信）であること。
- 6 以下の点に留意して建設業法に定める技術者を配置できること（申込日時点で3か月以上の恒常的な雇用関係を有すること）。**注4**
- (1) 請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の場合、主任技術者または監理技術者を専任で配置すること。
- ※一定の要件を満たす場合は主任技術者の兼務による配置を可とする。
- ※営業所専任技術者（建設業法において、一般建設業にあつては同法第7条第2号、特定建設業にあつては同法第15条第2号で定める「専任技術者」をいう）又は経營業務の管理責任者（建設業法第7条第1号で定める者）との兼務は不可とする。
- (2) 下請契約の金額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の場合、監理技術者を配置すること。
- (3) 防犯設備士または総合防犯設備士の有資格者が在籍し、本工事において現場代理人として常駐するか本工事全体の総括監理を行うこと。
- (4) 第一種または第二種電気工事士の有資格者が在籍し、本工事の際に施工を必ず行うこと。
- ※上記（1）および（2）は、同一人が兼務可能。
- 7 次のいずれにも該当する事業者であること。
- (1) 足立区競争入札参加資格における区内事業者認定基準（平成22年4月5日22足総契発第3号）の定めるところにより、あらかじめ届出を行い、区内本店事業者又は区内支店事業者として認定され、区が通知した認定期限内の者であること。**注5**
- (2) 申込日現在で対象業種（電話・通信）の共同運営の順位格付を有すること。
- (3) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証若しくは、プライバシーマークの付与認定を受けている、または安全管理措置、個人情報の取り扱い、保有個人情報の開示等の請求及び苦情処理項目、個人情報の委託の取り扱い等の項目を記載した個人情報取扱規程を定めていること。
- (4) 開札日現在で過去7年以内に足立区あるいは他官公庁から直接受注した、防犯カメラ等設置工事の契約実績を有していること。**注6**
- 8 この案件については受注件数の制限を行います。**注7**
- 9 この案件については入札参加の制限を行います。**注8**
- 本案件の公表日から開札日の期間が、同種工事の参加制限期間と一部でも重複する場合、本案件への申込みはできません。
- 参加制限
- ① 予定価格6,000万円以上の工事案件を落札した場合、落札日（開札日）から1か月間同種の工事に申込みができない。
- ② ①にかかわらず、発注業種が空調工事、給排水衛生工事については、予定価格3,000万円以上の工事を受注した事業者は、原則として開札日から1か月以内に公表される同種工事等の入札に参加することができない。
- ※入札参加制限中であっても、補充指名となった場合は、当該案件への入札参加は可能です。ただし、落札時は、補充指名であっても希望者と同様に入札参加制限の対象となります。
- 10 この案件の入札参加希望者が「足立区工事請負指名競争入札参加者指名基準」に定めら

	れた数に満たない場合には、区が補充指名を行います。 11 関係会社等の入札参加制限基準に基づく、資本、人的関係等の関係会社が同一の案件に申し込むことは認めない。基準に該当する者のした入札は、無効とします。 12 参加資格要件を確認の上、希望申請すること。参加資格要件を満たさない場合の申し込みは、非選定とします。
申し込みについて	以下の点にご注意の上、申し込みを行ってください。 1 申し込み場所 ①電子調達サービスによります。他の方法による申し込みはお受けできません。 2 操作手順書（参考） 電子入札操作手順書（工事）、電子入札ナビゲーションにより、事前に操作方法を確認のうえ申し込みをしてください。操作が不明なときは e-tokyo コールセンターへお問合せ下さい。 【e-tokyo コールセンター 電話番号 0570-05-1090】 3 申込み時の添付書類について 注9 ①「希望票兼監理技術者等調書」送信時には、「配布資料等」から区が案件ごとに指定した「配置予定技術者調書及び完成工事経歴書」「電子契約利用申出書」を必ずダウンロードし、必要事項を記載の上、添付してください。 ②「配置予定技術者調書及び完成工事経歴書」の記入漏れ、添付のない申し込みは無効（非選定）とします。 注）添付資料の添付漏れが増えています。参照ボタンからファイルを選択後、必ず「追加ボタン」を押下してください。 ③電子契約利用申出書の添付がない場合は、紙による契約締結となります。 4 「希望票受理書」について ①「希望票兼監理技術者等調書」送信後、自動的に「希望票受理書」が発行されます。この「希望票受理書」はシステム上「希望票兼監理技術者等調書」が自治体側へ届いたことを事業者へお知らせするものであり、添付書類が漏れなく届いていること及び書類不備がないことを示すものではありません。 ②「希望票受理書」は「指名通知書」とは異なるものであり、「指名通知書」又は「指名結果通知書」は本発注票の「入札参加者の決定」欄に記載した期日に通知します。 5 添付書類の確認について ①「希望票兼監理技術者等調書」に書類の添付がなされていなくとも、契約課から事業者へご連絡はいたしません。 ②「希望票兼監理技術者等調書」に書類が添付されているか確認を求める場合は、申し込み期間中に契約課工事契約係までお問合せください。添付の有無についてのみ回答します。また、期間中であれば契約課にて取下げ処理が出来ます。取下げ処理後、再度申し込みをしていただくことが可能となります。
申し込み期間	令和8年9月30日（水）午前9時 から 令和8年10月2日（金）正午まで（期限厳守）
入札参加者の決定	審査の結果は、「指名通知書」又は「指名結果通知書」にて令和8年10月8日（木）に電子調達システムにより通知します。

設計説明会	行わない。
設計図書等	指名を受けた事業者へは<u>指名通知書に添付してお送りします。発注図書受領よりダウンロードしてください。</u> 設計図書等を受領せず積算した入札については、<u>失格（無効）</u>とします。
質問の期限・方法	工事内容についての質問は、令和８年１０月１９日（月）正午までに、発注課へ問い合わせ願います。 発注課：安全設備課 防犯設備担当 【電話番号 ３８８０－５０７３】 【ＦＡＸ ３８８０－５６２０】 【Ｍａｉｌ setubi@city.adachi.tokyo.jp】 入札資格要件及びその他については、契約課工事契約係へ問い合わせ願います。 契約課 工事契約係 【電話番号 ３８８０－５８３２】
入札方法	電子調達サービスによります。 なお、入札書には、<u>契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額</u>を入力してください。 電子入札操作手順書（工事）、電子入札ナビゲーションにより、事前に操作方法を確認のうえ入札をしてください。 <u>「入札書」送信時には、必ず「内訳書登録」の入力をしてください。</u> ※入札金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額になります。 ※内訳書登録の無いもの、また、項目名の誤りや漏れ等がある場合は、足立区公共工事競争入札における積算内訳書の取扱基準に基づき、当該入札を無効とさせていただきます。 【<u>補充指名された事業者</u>で電子契約を希望される場合】 入札書送信時に「電子契約利用申出書」を添付してください。<u>電子契約利用申出書の添付がない場合は、紙による契約締結となります。</u> ※「電子契約利用申出書」は電子調達サービスのお知らせ情報または足立区のホームページにて入手してください。
入札期間	指名通知受領の日から令和８年１０月２０日（火）午前１０時００分まで（期限厳守）
開札日時等	開札日時・・・令和８年１０月２０日（火）午前１０時００分以降 開札場所・・・電子調達サービス
同額入札の取扱	落札となるべき同価の入札があった場合は、くじ引きにより落札者を決定します。 くじ引きの方法は、電子調達サービスによります。
落札者への通知	落札者には、電子調達サービスを通じて開札日時以降に通知します。通知を受けた事業者は、通知を受けた後、速やかに<u>指定提出書類</u>を持って、総務部契約課工事契約係（区役所南館１１階）に来庁してください。 指定提出書類 １ 受付票及び印鑑証明書 ２ 添付の「配置予定技術者等調書及び完成工事経歴書」に記載した工事の契約書の写し ※補充指名された事業者は、東京電子自治体共同運営電子調達サービス資格審査申請時に業態カード（電話・通信）に記載した最高完成工事経歴の契約書の写し（双方の押印

	のあるもの)をお持ちください。 3 配置技術者等に関する書類 (1) 監理技術者の場合・・・監理技術者資格者証の写し 監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了履歴ラベルの写し 主任技術者の場合・・・雇用関係が確認できる書類の写し(以下のいずれか) 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 所属会社の雇用証明書など (2) 防犯設備士又は総合防犯設備士 ・資格者証の写し ・雇用関係が確認できる書類の写し(以下のいずれか) 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 所属会社の雇用証明書など (3) 第一種又は第二種電気工事士 ・資格者証の写し ・雇用関係が確認できる書類の写し(以下のいずれか) 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 所属会社の雇用証明書など 4 下記書類のうち、いずれか1つ (1) 情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)適合性評価制度の認証を証明する書類 (2) プライバシーマークの付与認定証の写し (3) 安全管理措置、個人情報の取り扱い、保有個人情報の開示等の請求及び苦情処理項目、個人情報の委託の取り扱い等の項目を記載した個人情報取扱規程 5 経営管理責任者及び営業所専任技術者申告書
入札経過の公表	電子調達サービスによる。
その他	1 入札の回数・・・1回とします。落札者がいないときは入札を不調とします。 2 入札参加者は、工事請負、物品供給等競争入札参加者心得(電子入札用)を遵守してください。 ※工事請負、物品供給等競争入札参加心得(電子入札用)第16条第1項第1号の規定により、入札に参加する資格のない者がした入札は無効とします。 3 入札保証金・・・無 4 足立区に競争入札参加資格を有する者は、有効期限までに共同運営サービスのシステムを使用して継続申請手続きを行い承認されなければ競争入札参加資格を失います。本競争入札に参加する場合は、継続手続きを速やかに行ってください。 5 入札及び契約手続等について不服がある場合は、「足立区入札及び契約手続等に関する苦情処理要領」に基づき、苦情申し立てを行なうことができます。 6 区発注工事において下請人や資・機材等の納入業者を選定する場合は、区内事業者を優

	先的に選定するよう受注者に要請します。 (1) 下請負人の選定 工事の施工にあたり、下請契約を締結する場合には、相手方を足立区内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。 (2) 建設資材等納入業者の選定 工事の施工にあたり、建設資材の納入契約および建設機械等の購入や借入れの契約を締結する場合には、相手方を足立区内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。 7 社会保険等未加入業者対策 (1) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の未加入業者については、当区の実施する競争入札へ参加することができない。 (2) 足立区公共工事の受注者（元請業者）は、社会保険等未加入業者を一次下請業者に選定することはできない。 (3) 受注者（元請業者）は二次以下の下請事業者についても、社会保険等加入業者を選定するよう努めなければならない。 (4) 上記（2）にかかわらず、社会保険未加入者を一次下請業者とする場合は、理由書（別紙）を提出し、工事主管課長の承認を得なければならない。
注意事項	・参加資格要件を確認の上、希望申請すること。 ・参加資格要件を満たさない申込は非選定とします。 ・資本的・人的関係会社が同一案件に申し込んだ場合には、その申込み、入札は両者とも無効とします。 注1 「経営不振の状態」とは、会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったときなどを指します。 注2 「指名停止期間中でない」とは、公表日時点で指名停止期間中ではなく、かつ契約締結日までに指名停止期間に入らないことを指します。 注3 「排除措置期間中でない」とは、公表日時点で排除措置期間中ではなく、かつ契約締結日までに排除措置期間に入らないことを指します。 注4 1 落札者と契約関係書類の引渡し及び指定提出書類を受領する際に、配置する技術者の<u>最終確認</u>を行います。ただし、予定していた技術者が次の各号の理由により配置できなくなった場合は、技術者の変更を認めます。 (1) 予定技術者が開札時点で他工事に従事している、並びに今後、他工事に従事する予定がある場合。（この場合、「従事している」とは、当該案件の開札時点において、他工事の完了検査等が未だ終了していないことを指します。） (2) 予定技術者が出産、育児、介護または退職等により従事できなくなった場合。 (3) 営業所専任技術者又は経營業務の管理責任者で申し込みを行い、当該技術者が落札時点においても営業所専任技術者又は経營業務の管理責任者でありかつ、落札金額が4,500万円以上(建築一式工事の場合は9,000万円以上)の場合。 2 1の各号に定める理由により予定していた技術者を変更する場合は、「技術者変更申請書」及び新たに指定する技術者の配置予定技術者に関する書類を提出してください。（配置予定技術者に関する必要書類は本発注票の「落札者への通知」指定提出書

類3に記載のとおりです)。

変更する場合、当初予定していた配置予定技術者に関する書類の提出は**不要**です。

3 配置予定技術者及び現場代理人は、申込日時点において**3か月以上**の恒常的な雇用関係を有していなければなりません(技術者を変更する場合においても同様です)。

4 指定提出書類を確認する際に配置可能な技術者を指定できないときは、その落札は無効となります。また、「足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱」の基準に基づき、一定期間の指名停止となります。

「足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱 別表5」

注5 足立区の入札に区内事業者として参加する場合、あらかじめ「足立区に営業所等を有する届出書」「建設業の許可及び技術者に関する届出書」等の届出を行い、区内事業者の認定を得る必要があります。

また、既に区内事業者の認定がされている者は、通知された指定期限までに継続認定の手続きを行い、改めて認定を得る必要があります。

区内事業者の認定期限を満了しているなど、認定を得ていない状態での希望申請は、区内事業者としての入札参加資格を失うこととなります。

※新たに区内事業者の認定を希望する場合、または過去に区内事業者の認定を受け、直近の認定期限から1年を経過して新たに認定を希望する場合は、届出受付後実態調査を行います。

注6 1 契約実績でご提示いただくのは、開札日時点において完了検査等が終了している案件でなければなりません。

2 ご提示いただく完成工事経歴は1件あたりの契約となります。契約実績の積算は認められません。(注文書・請書でご提示していただく場合も同様です。同一工事案件で複数回に分けて受注した場合でも、1回の注文書・請書で実績を満たしている必要があります)。

注7 同時に複数の入札案件を実施する場合で、次の各号の全ての要件を満たすと認められるときは、複数の入札案件のうち同一事業者が請負うことができる件数を1件とします。

(1) 同種工事等の入札案件であること。

(2) 公表時期が同一であること。

(3) 入札方式(条件付一般競争入札及び公募型指名競争入札をいう)が同一であること。

(4) 適正な入札を執行するために、十分な事業者数を確保できること。

また、(1)の要件を満たし、かつ、履行期間及び公表時期が近接していると認められる場合で、入札案件について足立区入札参加資格要件審査委員会の審議に付した結果、受注制限を設定すると決定があったときは、(2)(3)(4)に定める要件を満たさない場合であっても、受注制限を設定することがあります。

注8 入札参加制限について

1 適用条件

以下の各号の要件を全て満たすと認められる工事案件を受託した場合に本入札案件への申込みを制限します。

(1) 本入札案件と同種の工事

同種工事とは、工事等の内容に関係なく区が発注する業種が同じであることを

	いいです。ただし、次に掲げる工事については、異なる業種であっても同種工事とみなします。 ア 道路舗装工事及び一般土木工事 イ 建築工事及び内装仕上 ウ 給排水衛生工事及び空調工事 (2) 入札区分が総合評価方式を除く公募型指名競争入札、条件付一般競争入札で発注した工事（総合評価、指名競争入札、随意契約により発注した工事は対象外） (3) 建設共同企業体（JV）も同様とし、構成員となって受注した事業者は、別の組み合わせのJVの構成員になった場合でも入札参加が制限されます。 注9 発注票記載の参加資格要件を満たしているかどうかは、「配置予定技術者等調書及び完成工事経歴書」の記載内容によります。他に実績があっても、参加資格要件を満たしているかは、「配置予定技術者等調書及び完成工事経歴書」に記載されている内容を選定の対象とします。また、申込期間終了後の「配置予定技術者等調書及び、完成工事経歴書」の差替えは出来ません。
--	--